

内閣参質一九〇第七八号

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度導入に必要な財源に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度導入に必要な財源に関する再質問に対する答弁書

一について

今国会に提出した所得税法等の一部を改正する法律案（以下「税制改正法案」という。）附則第一百七十条に規定する「安定的な恒久財源」とは、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」（平成二十七年六月三十日閣議決定）における財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革の原点に立つて、歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより確保される財源である。

二及び三について

消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、税制改正法案附則第一百七十条において、平成二十八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること等とされている。消費税の軽減税率制度の財源については、現時点で具体的な措置内容が念頭にあるわけではなく、今後、歳入及び歳出両面にわたって検討していくこととしていることから、お尋ねについてはお答えを差し控えたい。

